

保護者の皆様へ

京都市立上京中学校
校長 小林 匡子

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

本校においては、台風等により、①京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合、②本校の校区内の学区（京極・小川・中立・滋野）に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。このお知らせは、ご家庭で保管いただきますようお願いいたします。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・深夜0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業（8時25分登校）
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

原則は通常通りの登校となりますが、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（PTAメール配信については、各自での登録が必要です。未登録の方は随時登録をお願いいたします。登録方法でご不明な点がございましたら、中学校までおたずねください。）

（臨時休校となる場合は、特に全市的に「避難指示」が発令された場合などを想定しています。）

4 避難指示が発令された場合について

(1) 水災害の避難指示について

本校の校区である学区（京極・小川・中立・滋野）は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示が発令対象地域です。これらの学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。（上記「2 暴風警報について」参照）

(2) 土砂災害の避難指示について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」には含まれておりません。

【参考】 避難指示の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

避難情報の名称

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、 即ち災害リスクのある区域等の 高齢者等が、危険な場所から避難 すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、 即ち災害リスクのある区域等の 居住者等が、危険な場所から避難 すべき状況。	災害が発生又は切迫している状 況、即ち居住者等が身の安全を確 保するために立退き避難すること がかえって危険であると考えられ る状況において、いまだ危険な場 所にいる居住者等に対し、「立退き 避難」を中心とした避難行動から、 「緊急安全確保」を中心とした行 動へと変容すべき状況。
市民が 取るべき 行動	・高齢者等は危険な場所から避難 （立退き避難又は屋内安全確保） する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、 出勤等の外出を控えるなど普段の 行動を見合わせ始めたり、避難の 準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退 き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって 危険である場合、緊急安全確保す る。 （ただし、災害発生・切迫の状況 で、本行動を安全にとることがで きるとは限らず、また本行動をと ったとしても身の安全を確保でき るとは限らない。）

※「緊急安全確保」は、実際に発令される状況としては、「特別警報が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

5 在校中に臨時休校となった場合の生徒の帰宅について

(1) 特別警報が発表された場合

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、その後、保護者への引き渡しを行い帰宅します。

(2) 特別警報を除く気象警報（暴風警報等）もしくは避難指示が発表された場合

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、その後、保護者への引き渡しを行い帰宅します。

ただし、事前に保護者に同意を得たうえで、下校の安全が確認できた場合は、教職員の付添いにより、集団で帰宅させることもあります。

なお、お子さまの引き渡しについての連絡は、年度当初提出していただいた「個人カード」の情報に沿って対応させていただきます。

以上、お子さまにもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の②、③の登校日を臨時休業とします。

① 学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

② 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

③ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・PTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

④ 登校前に、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安否確認をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校からホームページ・PTAメール配信、電話連絡等により連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅といたします。

3 ご家庭での啓発について

災害時、急に考え行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いやご確認をお願いします。

以上、お子さまにもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。